

令和7年度

福山市営渡船安全重点施策

- 1 陸上及び船内における法令、運送約款に定める事項の周知徹底に努める
 - (1) 船長と運航管理者は、気象・海象情報の入手等に努め、適切な運航可否判断を実施します。
 - (2) 基本動作（見張り、救命胴衣着用等）の励行や離着岸時の安全確保等に努めます。
- 2 安全に関する教育、訓練、点検を確実に実施し、輸送の安全を確保する
 - (1) 船内・栈橋・待合所等の各設備を点検し、異常の早期発見に努め、事故・怪我を未然に防止します。
 - (2) 異常のある場所を発見したときは、直ちに運航管理者及び安全統括管理者へ報告します。
 - (3) 渡船場の実態に応じた訓練を年1回以上行います。
- 3 ヒヤリ・ハット事例を活用するとともに、ヒヤリ・ハット情報の報告に努める
 - (1) 運航日誌の提出及び荒天時の欠航連絡等を徹底します。
 - (2) 運航日誌やヒヤリ・ハット報告書を活用し、情報共有に努めます。
- 4 非常事態に備えた体制を構築する
 - (1) 救命設備の点検を徹底し、非常時に使用できる状態を保ちます。
 - (2) 地震・津波発生時及び事故等を想定した訓練を実施し、迅速な避難誘導ができる体制を構築します。

2025年（令和7年）4月1日制定
福山市長 枝 広 直 幹